

常設型住民投票条例の論点

成蹊大学法科大学院 武田真一郎

1. 住民投票とは

直接民主的投票：表決 (referendum) 発案 (initiative) 罷免 (recall)

2. なぜ住民投票が求められるのか

間接民主制の機能不全

3. 住民投票の実際：徳島市吉野川可動堰建設の賛否を問う住民投票

(1) 吉野川第十堰建設事業

江戸時代 (1752・宝暦 2 年) に造られた吉野川第十堰を撤去し、長良川と同様な可動堰を建設

(2) 可動堰が必要とされる理由

- ①せき上げ：150年に一度の大雨で危険水位を 42cm 越える？
- ②老朽化：透過構造のため「満身創痕」
- ③深掘れ：斜め堰のため右岸側が異常洗掘

	実際の第十堰	建設省計算式	シンボ計算式
堰長	815 m (川幅 615 m)	615 m	715 m
堰高	平均 5.0 m AP	5.87 m AP	5.1 m AP

(3) 環境への影響

水の滞留による水質悪化 (滞留期間：長良川 14 日 吉野川 30 日)
生態系の変化 (透過構造・汽水域の消滅)

(4) 財政への影響

建設費 1040 億円 (徳島県民 1 人あたり 12 万円) 年間維持費 7 億円
県の負担は建設費の 16% (160 億円)、維持費の 45% (3 億円)
徳島県の起債制限比率 (借金返済の負担) 12.6% 全国でワースト 9

(5) 住民投票実現へ

地方自治法 74 条による条例制定の直接請求 (98.11) →有権者の 1/2 の署名 →市議会が否決 (99.2) →市議会議員選挙で構成逆転 (16 : 24 → 22 : 18、99.4) →公明党が市民案に反対 →公明案を可決 (50% の投票率要件、投票運動の規制) → 2000.1.23 投票実施
投票率 55.0% 可動堰反対 91.6% 賛成 8.4% 「白紙凍結」へ

4. 住民投票制度化への3つの可能性

- ① 地方自治法改正：住民投票制度を規定
- ② 住民投票法制定：「住民投票に関する特別措置法（案）」 フォーラム案
- ③ 常設型住民投票条例：高浜市 広島市 岩国市 我孫子市 三鷹市 合計約30件

5. 制度化の問題点

- ① 投票結果の拘束力：拘束型（決定型） 非拘束型（諮問型）
* 拘束型は条例では難しい。
- ② 投票の種類：表決型 表決・発案型
* 発案の投票：反対型ではなく、提案型。条例案を議会に付議し、可決された場合は行わない。議会が条例案を否決したときは条例案を投票に付し、修正案を可決したときは原案と修正案を投票に付さなければならない。
- ③ 投票対象：制限型（ポジティブ・リスト ネガティブ・リスト） 無制限型
* 除外事項を設ける場合、だれがいつ判断するか。争訟手続をどうするか。
- ④ 発議権者：住民（1/50～1/3の署名） 住民・議会・首長
* 条例制定改廃請求；1/50 合併協議会設置；1/6 リコール；1/3
- ⑤ 投票資格者：有権者 未成年者（18歳以上など）
外国人（特別永住者・永住者・定住者）
* 投票資格者名簿を調製。外国人は本人の申請による登録制も考えられる。
- ⑥ 投票方式：二者択一型 三択以上型
* 賛成がA案40%、B案30%、C案30%だったらどうするか。
- ⑦ 成立要件：投票率（50%？） 得票率（25%程度） なし
* 高い投票率はボイコット運動誘発。開票は必ず行うべき。
- ⑧ 情報提供：住民の判断材料が不可欠
* 賛否両論の公平な取り扱い。
- ⑨ 投票運動：原則自由
* 自由な議論による理解の深まりが必要。
- ⑩ その他：投票所 投票時間 期日前投票
* 選挙に準ずる。

6. 「猫山市住民投票条例」

地方自治職員研修・臨時増刊「自治基本条例・参加条例の考え方・作り方」104頁以下参照。非拘束型、表決・発案を備える条例案。